日本私立大学協会 私立大学ガバナンス・コード<第 2.0 版> 「点検結果報告書」

共通様式

① 法人名称	学校法人静岡英和学院
② 設置大学名称	静岡英和学院大学
③ 担当部署	法人事務局 企画部経営課
④ 問合せ先	TEL: 054-262-0091 E-MAIL: presi-room@shizuoka-eiwa.ac.jp
⑤ 点検結果の確定日	令和7年9月8日
⑥ 点検結果の公表日	令和7年9月10日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.shizuoka- eiwa.ac.jp/about/information/governance.html
⑦ 本協会による公表	承諾する

【備考欄】

様式 I

I-I.「基本原則」及び「原則」の遵守(実施)状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保(特色ある運営)	0
原則1-1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	0
原則1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	0
基本原則2 公共性・社会性の確保(社会貢献)	\circ
原則2-1 教育研究活動の成果の社会への還元	0
原則2-2 多様性への対応	0
基本原則3 安定性・継続性の確保(学校法人運営の基本)	0
原則3-1 理事会の構成・運営方針の明確化	0
原則3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	0
原則3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化	0
原則3-4 危機管理体制の確立	0
基本原則4 透明性・信頼性の確保(情報公開)	\circ
原則4-1 教育研究・経営に係る情報公開	0

Ⅰ-Ⅱ. 遵守(実施)していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

Ⅰ-Ⅲ. 遵守(実施)していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ-I.「原則」の遵守(実施)状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則1-1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目1-1①	説明
建学の精神等の基本	建学の精神、基本理念及び教育目的について、大学ホ
理念及び教育目的の	ームページ、大学案内冊子、履修要綱、学生便覧などに
明示	より、広く公表している。
実施項目1-1②	説明
「卒業認定・学位授	それぞれの方針を公表し、履修要項等を用いた学生指
与の方針」、「教育課	導により教育課程の理解を深めるとともに、自己点検評
程編成・実施の方	価結果に基づいて教育の質向上に努めている。
針」及び「入学者受	
入れの方針」の実質	『本学の3つのポリシー』:
化	https://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/about/policy.html
	『履修要項(シラバス)』:
	https://www.shizuoka-
	eiwa.ac.jp/campuslife/syllabus.html
	『自己点検評価書』:
	https://www.shizuoka-
	eiwa.ac.jp/about/information/self-inspection.html
実施項目1-1③	説明
教学組織の権限と役割の服務は	「静岡英和学院大学学則」や「静岡英和学院大学人間
割の明確化	社会学部教授会規則」、「静岡英和学院大学教務委員会規
	程」等により、学長及び副学長の役割や委員会等組織の
	審議内容、所轄事項を定めることで、教学組織の権限と 役割を明確にしている。
宝饰佰日1_1個	役割を明確にしている。 説明
実施項目1-1④ 教職協働体制の確保	
	割やカリキュラム編成の際に事務職員が積極的に関わる
	などして、教職協同体制を確保している。
	説明
教職員の資質向上に	FD (ファカルティ・ディベロップメント) 及び SD (ス
係る取組みの基本方	タッフ・ディベロップメント)に係る取り組みの基本方
針・年次計画の策定	針や年次計画をそれぞれ策定し、推進している。毎年度
及び推進	教職員を対象とした研修会を行うことで、教職員の資質
	向上に努めている。
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

原則1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目1-2①	説明
中期的な計画の策定方	教育職の長や事務職の長、管理職の見解を収集した
針の明確化及び具体性	上で、大学および学院の中期的な内外環境を踏まえ
のある計画の策定	て、具体的な中長期計画を策定し、常任理事会、理事
	会の審議を経て決定している。
実施項目1-2②	説明
計画実現のための進捗	5年の中長期計画は、年次ごとの目標を掲げてお
管理	り、各部門において進捗管理を行っている。並行して
	年度ごとに事業計画も作成しており、年度末には事業
	報告書を作成して成果と進捗を公表している。

原則2-1 教育研究活動の成果の社会への還元

宝饰陌日?— 1 ①	説明
実施項目2-1①	
社会の要請に応える人	教育基本法及び学校教育法の規定するところに従
材の育成	い、キリスト教の精神に基づき、学問研究及び教育の
	機関として責任を伴う自由で自立した人格を形成する
	とともに、愛と奉仕の精神をもって、地域社会と人間
	社会に貢献する国際的感覚の豊かな人材を育成する。
	社会人の受け入れについては、科目等履修生や「社会
	人一般」、「社会人シニア」の特別選抜を設け、意欲の
	ある社会人が大学で学ぶ機会を設けている。また、学
	内に学生修学サポートセンターを置き、修学に際して
	特別な配慮の提供を希望する学生の相談に応じてい
	る。
実施項目2-1②	説明
社会貢献・地域連携の	大学主催の公開講座や高大連携事業、周辺自治体と
推進	の地域課題解決、産学官連携等に取り組み、「知の拠
	点」としての役割を果たしている。また地域貢献の一
	環として静岡市と連携協定を結び、地域子育て支援セ
	ンターを学内に開設した。

原則2-2 多様性への対応

実施項目2-2①	説明
多様性を受容する体	多様な学生を受容すべく、専門のセンターを設置してサ
制の充実	ポート体制を整えているほか、毎年実施している教職員研修会では外部講師を招聘し、ジェンダーや合理的配慮等を テーマとする講演を行うなどして、多様性に対する教職員 の理解を深めている。
	『学生修学サポートセンター』: https://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/campuslife/student-

	study-support.html 『留学生センター』: https://www.shizuoka- eiwa.ac.jp/campuslife/international-exchange/isc/
実施項目2-2②	説明
役員等への女性登用	役員や評議員への女性登用に配慮し、理事4名(総数15
の配慮	名)、評議員8名(総数16名)の女性を登用している。

原則3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目3-1①	説明
理事の人材確保方針	理事の資格及び構成を寄附行為、理事等選任委員会運
の明確化及び選任過	営規則に定めている。理事選任のための選任機関を寄附
程の透明性の確保	行為に基づき設置し、寄附行為及び理事等選任委員会運
	営規則に従い、あらかじめ評議員会の意見を聴いた上で
	理事を選任している。
実施項目3-1②	説明
理事会運営の透明性	理事会の役割及び理事の責務を明確にするとともに評
の確保及び評議員会	議員会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営
との協働体制の確立	の透明性を確保している。
	寄附行為 URL: 4章 3節 理事会の運営
	7章 理事会と評議員会の協議
	https://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/about/pdf/kihukoui02.pdf
実施項目3-13	説明
理事への情報提供・	学校法人の適正な運営に当たり必要とされる識見を習
研修機会の充実	得できるように、新任・外部を含む理事に対する情報提
	供・研修機会の確保・充実に努めている。

原則3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目3-2①	説明
監事及び会計監査人の	監事の選任基準となる資格、職務等を寄附行為に定
選任基準の明確化及び	め、理事会で監事候補者を審議し、評議員会の決議に
選任過程の透明性の確	より選任している。会計監査人は法令に基づく資格を
保	有する者から理事会で候補者を審議し、評議員会の決
	議により選任している。
実施項目3-2②	説明
大心实口 5 2 5	D(-9)
監事、会計監査人及び	監査の基準・計画を策定するとともに、監事、会計
監事、会計監査人及び	監査の基準・計画を策定するとともに、監事、会計
監事、会計監査人及び	監査の基準・計画を策定するとともに、監事、会計 監査人及び内部監査委員会等の連携体制を確立し、監
監事、会計監査人及び	監査の基準・計画を策定するとともに、監事、会計 監査人及び内部監査委員会等の連携体制を確立し、監 査計画・結果等について、情報共有と意見交換を行っ

原則3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目3-3①	説明
評議員の選任方法や	評議員の属性に応じた評議員会構成上の上限割合の考
属性・構成割合につ	え方を明確にするとともに、選任過程の透明性を確保し
いての考え方の明確	ている。寄附行為 URL:6 章 1 節 評議員の選任、選任過程
化及び選任過程の透	https://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/about/pdf/kihukoui02.pdf
明性の確保	
実施項目3-3②	説明
評議員会運営の透明	評議員会の招集や議決事項、評議員の責務を明確にす
性の確保及び理事会	るとともに、理事会との建設的な協働と相互牽制体制を
との協働体制の確立	確立し、運営の透明性を確保している。
	寄附行為 URL: 6 章 2 節 評議員の職務、招集
	7 章 理事会と評議員会の協議
	https://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/about/pdf/kihukoui02.pdf
実施項目3-3③	説明
評議員への情報提	評議員会において、理事会における議案・決議概要等を報
供・研修機会の充実	告し、情報提供を行っている。

原則3-4 危機管理体制の確立

実施項目3-4①	説明
危機管理マニュアルの	危機管理マニュアルを整備し、学内で周知してい
整備及び事業継続計画	る。また、危機管理委員会を毎年度開催し、危機管理
の策定・活用	マニュアルについて適宜見直しを行っている。事業継
	続計画については、策定に向けて準備している。
実施項目3-4②	説明
法令等遵守のための体	コンプライアンス推進規程を定め、理事長を最高責任者と
制整備	する「コンプライアンス推進委員会」を設置し、コンプライアン
	ス推進に関する体制を整備している。

原則4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目4-1①	説明
情報公開推進のための	情報公開の基本方針を策定するとともに、情報の開
方針の策定	示及び公表に関する細則を整備し、情報公開を推進し
	ている。
実施項目 4 - 1②	説明
ステークホルダーへの	専門用語や数値が並ぶ財務報告などでは、分かりや
理解促進のための公開	すい用語での解説やグラフを取り入れ、ステークホル
の工夫	ダーの理解促進に努めている。

Ⅱ-Ⅱ.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明